

戸塚駅・東戸塚駅・舞岡駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、横浜市戸塚区バリアフリー基本構想に即して、戸塚駅・東戸塚駅・舞岡駅周辺重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間

【戸塚駅周辺地区】(別添周辺地図1参照)

- (1) 国道1号 総延長約1150メートル  
吉田橋から休日診療所まで
- (2) 主要地方道横浜伊勢原線 延長約120メートル  
長後街道
- (3) 県道大船停車場矢部線 総延長約430メートル  
国道1号から県税事務所入口まで
- (4) 市道戸塚港南台線 延長約80メートル
- (5) 市道戸塚124号線 延長約50メートル  
元吉倉橋
- (6) 市道戸塚126号線 延長440メートル  
旭町通り
- (7) 市道戸塚185号線、190号線、191号線、193号線、252号線、256号線、349号線、519号線、520号線、521号線、523号線、533号線、542号線、555号線、556号線、557号線  
総延長約2330メートル
- (8) 市道矢部521号線 総延長約210メートル  
吉田大橋から戸塚共立第2病院まで及び元吉倉橋から上倉田交差点まで
- (9) 柏尾川右岸及び左岸 総延長約770メートル  
柏尾川プロムナード
- (10) 桜橋 延長約50メートル

【東戸塚駅周辺地区】(別添周辺地図2参照)

- (1) 県道弥生台桜木町線 延長約360メートル
- (2) 市道東戸塚西線 延長約160メートル
- (3) 市道品濃185号線 総延長160メートル
- (4) 市道平戸38号線、41号線、109号線 総延長約410メートル
- (5) 市道名瀬46号線 延長70メートル

【舞岡駅周辺地区】(別添周辺地図3参照)

- (1) 市道戸塚港南台線 延長約340メートル
- (2) 市道舞岡99号線、110号線 総延長約550メートル

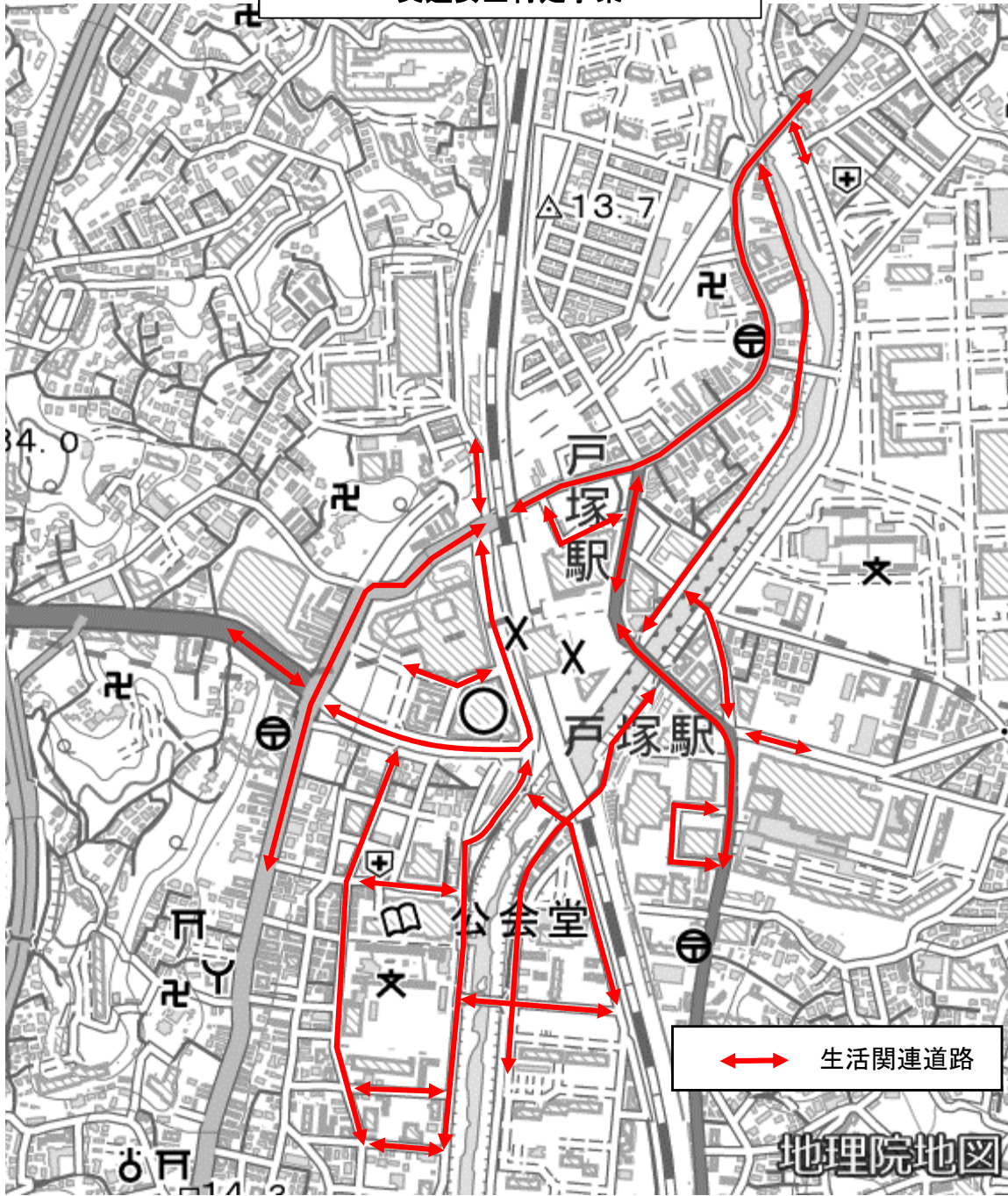
2 前記道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施時期

【戸塚駅・東戸塚駅・舞岡駅周辺地区】

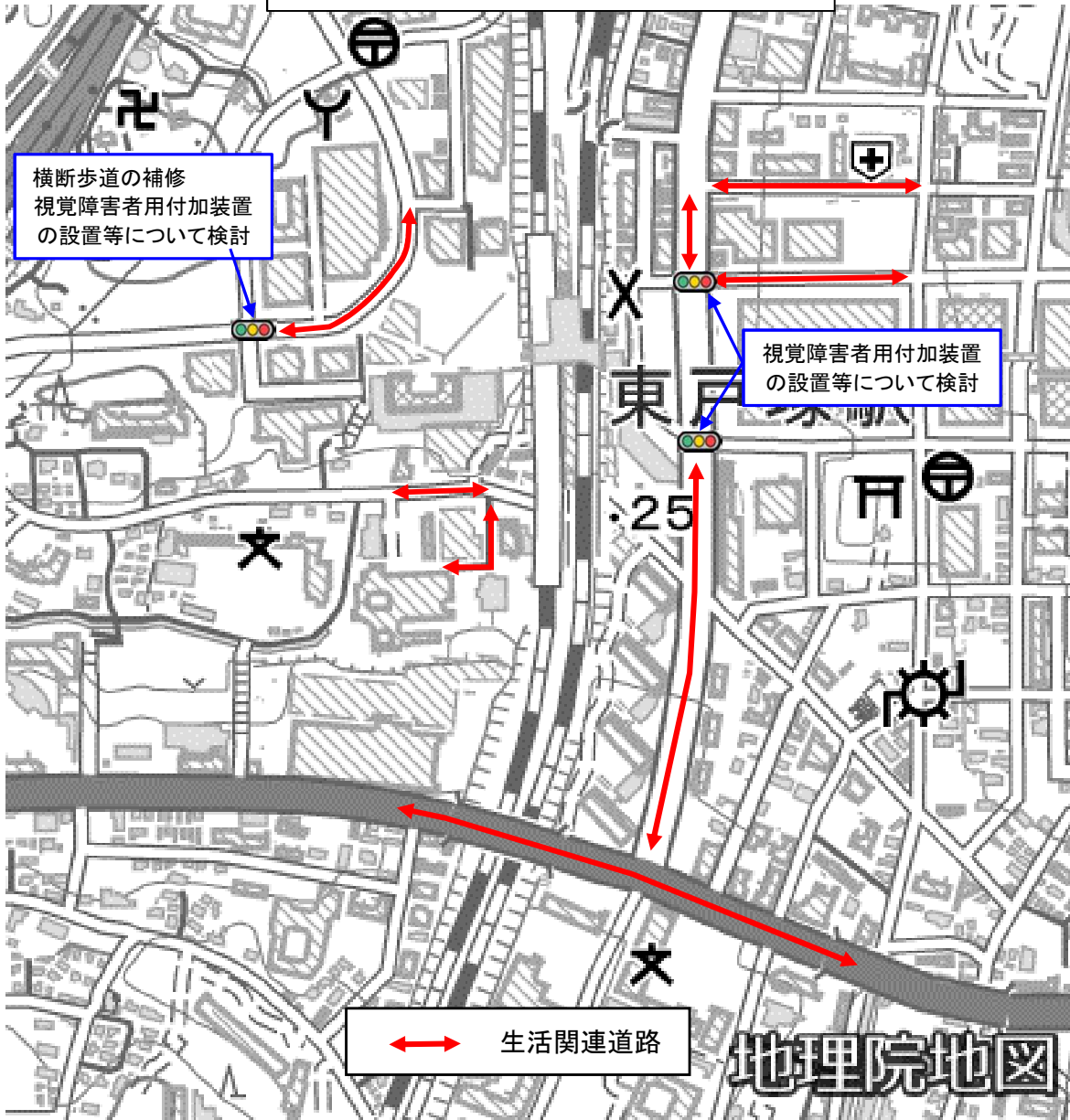
- (1) 交通安全特定事業の内容
  - ア 違法駐車取締まりの強化
  - イ 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
  - ウ 標識、標示の視認性の確保
  - エ 交通規制の実施

- (2) 交通安全特定事業の実施時期  
過去から継続している、継続的に実施する
- 3 地点ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施時期
  - 【戸塚駅周辺地区】  
特になし
  - 【東戸塚駅周辺地区】
    - (1) 横浜西年金事務所交差点  
横断歩道の補修 平成35年度までを目標に実施  
視覚障害者用付加装置の設置等について検討 今後機会を捉えて検討
    - (2) 東戸塚駅東口駅前広場北側交差点  
視覚障害者用付加装置の設置等について検討 今後機会を捉えて検討
    - (3) 東戸塚駅前交差点  
視覚障害者用付加装置の設置等について検討 今後機会を捉えて検討
    - (4) オーケー東戸塚店前交差点  
視覚障害者用付加装置の設置等について検討 今後機会を捉えて検討
  - 【舞岡駅周辺地区】
    - (1) 道岐橋交差点  
視覚障害者用付加装置の設置等について検討 今後機会を捉えて検討
- 4 その他交通安全特定事業の実施に際し、配慮すべき重要事項
  - (1) 音響式信号機等の設置  
音響式信号機等については、個々交差点について必要性を検討しながら整備を進める。
  - (2) 周辺の交通規制等との整合性の確保  
交通規制実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるように、周辺道路への与える影響を常に調査し、必要な周辺交通規制の見直しを実施する。
  - (3) 違法駐車行為の防止のための事業における配意事項  
違法駐車取締り、広報啓発活動等の事業を関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

戸塚駅周辺重点整備地区  
交通安全特定事業



東戸塚駅周辺重点整備地区  
交通安全特定事業



# 舞岡駅周辺重点整備地区

交通安全特定事業

